



# なばり

2021年(令和3年) 1月25日発行

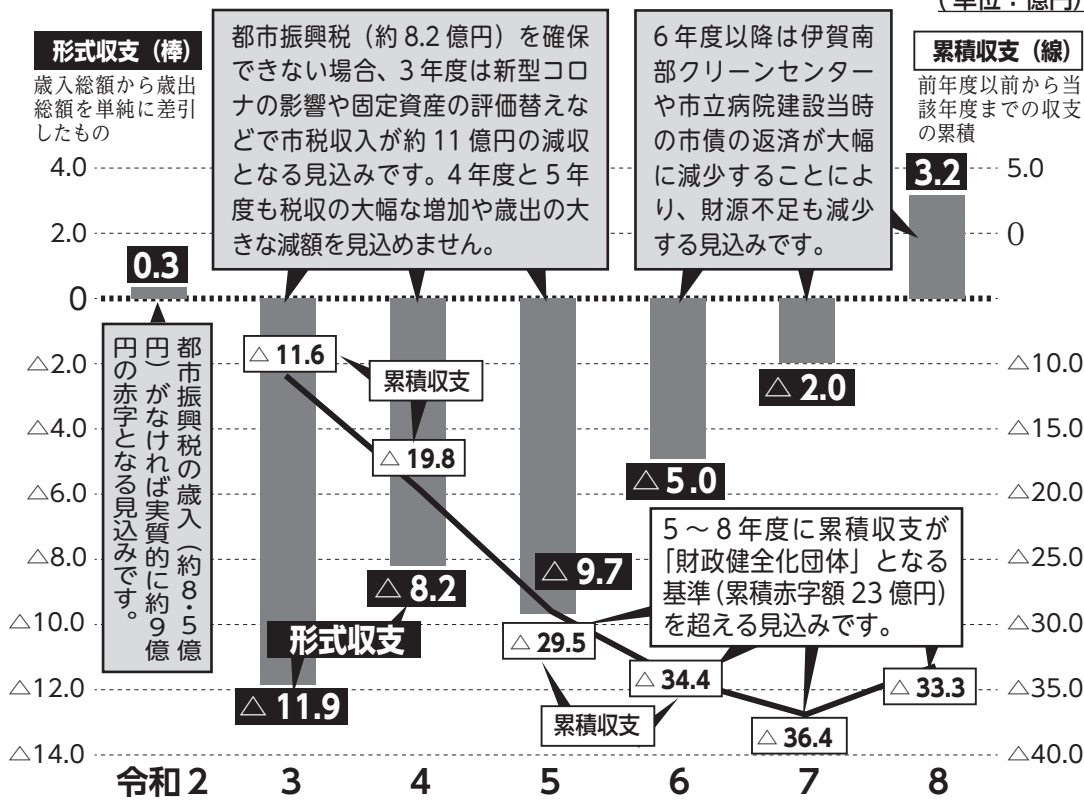
主な内容

- 2…「都市振興税の延長にかかる住民説明会」を開催
- 3～6…なばり市議会だより
- 7…二次救急実施病院
- 8…ひまわり

▲催しへの参加は、マスク着用など感染防止にご協力ください(催しは中止・延期の場合あり)

発行/名張市秘書広報室 〒518-0492 名張市鴻之台1-1 ☎0595-63-7402 FAX 0595-64-2560 ✉pr@city.nabari.mie.jp

●都市振興税がない場合の令和3～8年度 中期財政見通し(一般会計) (単位:億円)



平成28年度から令和2年度までの5年間導入してきた都市振興税。この財源を活用して市立病院の充実や下水道事業の推進など行政サービスの維持・向上と、市民の皆さんとの協働で「地域共生社会」の構築に取り組んできました。

こうした取組を今後さらに深化・発展させるとともに、財政健全化を図るため、財政状況が徐々に改善するまでの間、令和3年度から5年度まで、都市振興税を延長させていただきます。

今号では、都市振興税延長の判断材料とした「中期財政見通し(令和2年11月作成)」の内容と合わせて、都市振興税をどのような事業・取組に活用しているのかをご説明します。

☎財政経営室 63・7403

## 「都市振興税」を令和5年度まで3年間延長します

行政サービスの維持・向上と「地域共生社会」の深化・発展、財政健全化のために

令和6年度以降は、市債の返済が大幅に減少。財政状況は徐々に改善

都市振興税とは

都市振興税は、経済状況や国の地方に対する財政措置(交付税や補助金・交付金など)の動向に左右されることなく、将来にわたり行政サービスを安定的に提供し続けることができる行政運営の基盤をつくるため、平成28年度から令和2年度までの5年間、固定資産税の標準税率1.4%に0.3%を上乗せする形で市民の皆さんにご負担をお願いしてきました。

また、都市振興税導入の際には、6年目(令和3年度)以降の取扱については、その時点での本市の財政状況などを踏まえ、改めて令和3年度以降の収支を見通すことができる時期に検討するとしており、昨年11月に「中期財政見通し」を作成したところです。

「財政健全化団体」となった場合の影響は

また、令和3年度以降も、税収の大幅な増加や歳出で大きな減額要素を見込めないため、形式収支で令和4年度は約8.2億円、5年度は約9.7億円の財源不足が生じる見込みです。

その結果、令和5年度には、累積収支額が約29.5億円の赤字となり、財政健全化法に定める「財政健全化団体」になるおそれがあることが明らかになりました。

「財政健全化団体」になると、法定の財政健全化計画の策定や外部監査が義務付けられ、財政再建最優先の行政運営となり、道路や河川の改修、学校施設などの必要なインフラ整備を見直す必要が生じたり、2ページに掲載の「3つの重点プロジェクト」の事業を休止・廃止したりするなど、現在実施している行政サービスを抑制せざるを得なくなります。また、各種使用料・手数料の値上げなど、市民サービスに多大な影響を及ぼすことにつながるため、何としても避けなければならないと考えています。

3年度は国体の運営経費や新型コロナの影響も

都市振興税による財源確保を行わないとして試算した令和3年度から8年度までの「中期財政見通し(上記グラフ)」では、3年度は都市振興税の税収約8.2億円の減収のほか、新型コロナウィルスの感染拡大の影響による法人市

6年度以降は財源不足が大幅に減少。8年度は黒字に

なお、令和6年度以降の収支は、本市の財政運営において大きな負担となっている市債(伊賀南部クリーンセンターや市立病院建設当時の借入分)の返済が大幅に減少することに伴い、各年度の財源不足額も減少し、8年度には黒字に改善する見込みです。

Q.「都市計画税」ではなく、なぜ「都市振興税」なのか?

A. 恒久的な財源としての「都市計画税」ではなく財源不足が大きい期間だけ賦課する「都市振興税」に  
県内14市のうち9市では、道路や下水道事業に充てる恒久財源としての「都市計画税(固定資産税に0.2%~0.3%を上乗せ)」を賦課しています。本市はそうしたご負担をお願いせずに、これまでさまざまな事業に取り組んできており、今後も効率的な行政運営を進めることで、恒久財源としての「都市計画税」ではなく、財源不足額が大きい今後3年間について「都市振興税」のご負担をお願いするものです。

「都市振興税の延長にかかる住民説明会」の開催日程・会場、参加申込方法などは2ページに掲載しています。

2ページに続く

